

「家畜管理に求められる新しい流れ」 EUの動向とOIEの方向

近藤 誠 司 (北海道大学大学院農学研究院)

1. 英国・EUにおける動物愛護と家畜福祉の歴史

英国および欧州における動物愛護の法令は、英国を例にとると既に1822年のRichard Martin法によって定められている。これは牛に対する残虐と不当な扱いを防ぐ目的で制定されたもので、同年動物虐待防止協会の設立と同時である（同協会は1832年に王立：RSPCA）。英国では動物保護法（Animal Protection of Animal Acts）が1911年に定められ、以後9回の改正を経ている。この法律では、虐待、不必要な苦痛、動物同士の闘争・いじめの関与、理不尽な有毒物質・有害物質の投与、不適切かつ非人道的な手術、困われた動物および処理して放した動物のハンティングが違法とされている。1925年から1977年の間に、この法律の適応範囲は、対象に芸をする動物、愛玩動物、闘鶏、乗馬、イヌの繁殖・販売、動物の遺棄、動物の宿泊、蹄鉄工、繋留法にまで広がっている。

こうした愛護に対して、いわゆる家畜福祉という概念が英国および欧州で誕生したのは、1964年に出版されたルース・ハリソン女史の著書「アニマル・マシーン」が広く読まれた結果である。彼女の著書は近代畜産における集約生産の問題点を鋭く論評し、濃厚飼料多給や薬剤投与による局所的・短期的な生産増を狙うシステム、さらにこうしたシステムが家畜に与えるストレスの問題点を追求した。この1冊の本は英国で社会問題にまで発展し、同年英国政府はノースウエールズ大学のブランベル教授を中心に、集約畜産における家畜福祉を論ずる委員会を作った。いわゆるブランベル委員会である。ブランベル委員会は翌1965年、いわゆるブランベルレポートを答申し、家畜に対する5つの自由を確保すべしとした。すなわち、

「寝ころぶ自由」、「起きあがる自由」、「体を回す自由」、「脚を伸ばす自由」、「体を搔く自由」である。

さらに、こうした社会的潮流を受けて、英国の1968年の農業法では、「農地で飼養されるあらゆる家畜の福祉の保護」を定めている。これらには以下の10項目が含まれている。

- ①安寧と保護
- ②完全な健康と活力を保証する新鮮な水と飼料
- ③動きの自由
- ④他個体、特に同種他個体との同居
- ⑤大部分の正常行動を発現しうる機会
- ⑥日中の自然光および家畜が見回れる照明の準備
- ⑦損傷も緊張も起こさない床および止まり木
- ⑧悪癖、損傷、寄生虫感染および疾病の予防、早期診断および治療
- ⑨不必要な切断の回避
- ⑩出荷、必須機器の故障および飼料の途絶に対する緊急対策

こうした農業法の精神を受けて、その後1990年から2003年までの間に、さらに市場関係や輸送関係、および屠場における福祉など様々な規則が定められている。

欧州諸国でも英国と歩調を合わせるように、もしくはさらにラディカルな法律が定められたが、1992年EUとして15カ国が連合して以降、家畜福祉に関する法規もEUとして歩調をそろえている。EU連携の基本となる1995年のアムステルダム条約では、家畜福祉に対する配慮が盛り込まれている。

例えば、産卵鶏については1968年にその保護が定められ、1999年にはケージ面積自体が規制を受

けるようになった。さらに、2003年には非エンリッチ・ケージの新設・改築が禁止されている。我が国でごく一般的に見られるバッテリーケージによる産卵鶏飼養システムはもう新設・改築もできない。2012年にはすべての従来型ケージはその使用が禁止される。エンリッチ・ケージは、1羽あたりの床面積が750平方メートル以上とし、巣、敷き料、止まり木の設置が義務づけられている。

一方、ブタでは1991年にその保護が打ち出され、2001年には成雌豚の繋留の禁止、床面積の規制が法令化されている。さらに2003年には年間を通じて繋いで飼ったり、狭いところに閉じこめて飼う施設の新設や改築が禁止された。この時、床面積やスノコの間隔なども雌雄や月齢ごとに細かく定められ、2013年にはこうした規則をクリアした施設でないとブタを飼うことは全面的に禁止されることになっている。

牛の飼養方式については、従来からヴィール子牛の生産方式が家畜福祉上で問題とされてきた。ヴィール子牛とは出生後乳汁のみで飼育し屠殺出荷する子牛で欧米では根強い人気のある食肉である。非常に狭いストールで繋ぎ飼いされ、乳汁など液状飼料を与えられるが、下痢や肺炎で死亡する個体も多い。

EUでは1998年以降、8週齢以上の肉用子牛の閉鎖型単飼ペンの新築・改築が禁止され、さらに2006年以降はすべての施設に適用される。床面積などが細かく規定され、8週齢以前は隣の子牛が見えるよう、またそれ以降は必ず群飼するように定められる。

2. EUにおける家畜福祉活動の展開とWTO

産卵鶏、ブタ、子牛を例にとり概説したように、EUでは90年代以降、家畜福祉に関する配慮から、家畜の飼養については事細かに規則が定められてきた。そして、このことは生産費の上昇に跳ね返って来ている。生産費の上昇は当然畜産物価

格の上昇に直結する。生産費の上昇がEUにもたらすもののうち、最もおおきな問題は畜産物の国際競争力の低下である。すなわち、こうした高い福祉基準の導入を強いられているEU諸国などでは、より進んだ福祉政策の下で生産物コストは上昇し、より低い福祉基準を持つ国からの輸入品に対して不利になる。

家畜福祉活動について、EU自体はさらに2006年1月に「EU動物福祉5カ年行動計画2006年2010年」を開始し、一層家畜福祉活動を強化している。また政策的にも共通農業政策として直接支払制度の中に家畜福祉直接支払いを導入することになった。

従来、EUでは、例えば鶏卵の様な物価弾性値が高い生産物などは消費者自身が家畜福祉に高い関心を持ち、バッテリーケージより平飼い生産された鶏卵を好む傾向を持つなら、実際の農家の収入には大きな影響はないと試算されている。ところが、EU加盟国が25カ国に拡大したこともあり、加盟国間の家畜福祉に関する意識の温度差が明らかになり、さらに農業者と消費者のコンセンサスが十分とれてはいない現状も浮かび上がってきた。実際には国際競争力の低下による農業経営の波状とそれによる農村の疲弊が指摘され始めている。

一方国際的には、貿易自由化を目指しているWTO（世界貿易機関）は、現時点で輸入品が動物保護法もしくは環境保護法に従わなければならないとは規定してはいない。この点について、CIWF(Compassion of World Farming, EUの家畜福祉団体の一つ)はEU諸国のWTOに対する不満を以下のように表現している。すなわち；

- 1) WTOは家畜福祉の領域で輸入品を規制していない。すなわち、輸入農産物が（EUでは法制化している）動物保護法または環境保護法に従わなければならないとはしていない。
- 2) EUとその同盟国はより高い福祉基準を導入してきた。また現実には導入を強いられてき

た。したがって、より進んだ福祉生産物のコストは上昇し、結果的にEUより低い福祉基準により生産を行っている国・地域からの輸入に対して、競争的に不利になっている

3) もし、WTOが世界的な自由貿易を推進し、農業生産物に関する規制を撤廃する中で、上記1)の原則を押し通すなら、

- ・より高い福祉基準を持つ生産者、また促進したい生産者、すなわちEU区域内の生産者にとっては不利益

- ・同時により高い福祉基準で生産された家畜生産物を望む消費者にも不利益

- ・今後、(EUのような)高度な福祉基準を導入したいグループ、もしくは国にとって不利益

という結果が招かれようとするものだ。

EU同盟国ではそこで家畜福祉について、WTOが非貿易的関心事項、いわゆるグリーンボックス(政府の環境保護支払いと限定された生産に関連した特別の条項)として認めるよう、2000年から働きかけている。実際にはこれは実現していないが、EUでは2004年から5カ年計画でWelfare Quality Projectを走らせ、多方面での家畜福祉に関する研究をプロンプトする中で、家畜福祉を高度化していくためにかかる福祉コストの資産に関する研究を行っている。これは明らかに家畜福祉のエクストラコストを計算することにより、EUの家畜福祉コストをグリーンボックスの定義に当てはめ、支払いを認めさせようとする戦略であろう。

EUが画策した家畜福祉関係の対国際競争力戦略の行動の今一つは、OIEへの働きかけである。

3. 家畜福祉とOIEのガイドライン

EU関係諸国は、この問題に対処すべく家畜福祉の国際基準を設けるべきだとして、「動物の健康と福祉の間には重大な関連性がある」ことから国

際 獣 疫 事 務 局 (O I E : O r g a n i s a t i o n I n t e r n a t i o n a l d e s E p i z o o t i e s) が 動 物 福 祉 の 国 際 的 な 主 導 機 関 と し て 働 く べ き だ と 2 0 0 0 年 か ら 運 動 を 開 始 し た 。 O I E は パ リ に 本 部 を 持 ち 、 世 界 1 7 3 カ 国 が 加 盟 し て い る (2 0 0 6 年 5 月 現 在) 国 際 的 な 獣 医 防 疫 機 関 で あり 。 加 盟 国 は 通 常 、 政 府 の 主 任 獣 医 官 (C h i e f V e t e r i n a r y O f f i c e r : C V O) を 代 表 と し て 派 遣 す る こ と に な っ て お り 、 我 が 国 も 当 然 農 林 水 産 省 が 獣 医 官 を 派 遣 し て い る 。 O I E は 結 局 「 動 物 福 祉 の 原 則 に 関 す る 指 針 」 を 打 ち 出 し て い る が 、 我 が 国 の 関 係 各 所 お よ び 獣 医 関 係 者 の 反 応 は 、 こ の 動 き に 対 し て 非 常 に 鈍 感 な 反 応 で あ っ た 。

2004年5月のOIE総会(第72回)では、「動物福祉の原則に関する指針」が採択された。これは8項目からなり、第1としては上述の「動物の健康と福祉の間には重大な関連性がある」から始まり、「国際的に認知されている5つの自由」、「実験動物に関する指針(3つのR、すなわちReplacement, Reduction, Refinement)」、「動物福祉に関する科学的評価」、「動物の利用の意義(動物の利用は人類の幸福に寄与している)」、「動物を利用する上で実行可能な範囲での最大限、動物の福祉が保証される様な倫理上の責任」、「福祉自体が生み出す経済性」、「システムよりもその結果が福祉基準やガイドラインの基本」等々が示されている。動物福祉問題に対してOIEが関与する動物は、いわゆる農用家畜(養殖漁業も含む)、伴侶動物、研究・試験・教育用の動物、サーカス・動物園の展示動物やレクリエーション・娯楽に使用される動物で、特に農業や養殖漁業に使用される動物を優先的に扱うとしている。

これを受けて、2005年5月にOIE総会が開かれ、2004年の総会で採択された議題である「動物福祉の原則に関する指針(世界家畜福祉ガイドライン)」が決定された。これらは「輸送(陸上・海上)」、「人道的と殺」、「防疫目的の殺処分」の分野にお

いてなされている。また同年8月から2010年まで、さらに「飼育舎」と「飼育管理」における家畜福祉基準が検討されている。これは今後我が国の家畜産業にもおおきな影響を及ぼす可能性がある。さらに2006年5月のOIE総会では水棲動物である「魚の福祉ガイドライン」原案が提案され、2007年総会には採決に持ち込みたいと画策している。なお現在EUの福祉関係者は、EUの家畜福祉の経済問題と一連のOIEのガイドライン策定などの動きとは無関係であるというポーズをとり続けている。

1980年代の後半から、我が国では主に家畜行動学者によって家畜福祉が解説され、世界的な潮流の中で我々は否応なく福祉基準を検討せざるをえないだろうと提唱されて来ている。さらに我が国の家畜福祉の概念は、西欧とは異なったアジア人独特の動物観を踏まえるべきだという議論を呼び、その中で日本型（東洋型）家畜福祉とでもいうべき基準を検討する必要があると考えられ始めてきた。

一方、EUの家畜福祉のコンセプトはグローバリゼーションの波の中で、既に経済戦争の様相を帯び始めている。また、EUでは生産者と消費者を結ぶ家畜福祉のあるべき姿は市場経済の力によって推進していく傾向を帯びており、経済戦争の姿をますます強めているといえる。

我が国の関係機関が無関心のまま等閑視してきたOIEの決定は、我が国の家畜生産現場に影響を及ぼす恐れは大きい。我々は、従来から唱えられてきた家畜福祉の本質である本来的な「虐待の防止」と「安全・安心」の家畜生産を追究することは今後も続けていかねばならない。しかしながら、家畜福祉のグローバリゼーションの後ろに経済戦争の影がさしていることも留意すべきであろう。

参 考 文 献

近藤誠司、EUにおけるアニマルウエルフェアの実態。酪農ジャーナル、No.9, 13-15, 2005.

農業と動物福祉の研究会：JFAWI, H P
(<http://www.jfawi.org/index.html>)

松木洋一・佐藤衆介・永松美希、OIE世界家畜福祉ガイドラインに対応するEU畜産物フードシステム開発の実態調査報告書。(平成17年度(社)畜産技術協会委託事業)、農業と動物福祉の研究会：JFAWI, 2006.